

第5回 焼津市自治基本条例を考える市民会議・記録

平成24年2月19日（日）13:00～16:00
（焼津公民館 会議室5・6）

1. はじめに

○開会あいさつ

事務局：ご飯を食べてリラックスした。そのままの感じで進めていきたい。

- ・昨年11月に松下先生を招いてワールドカフェを開催してから3回の市民会議を行った。今日は、その後の成果も先生に見ていただき、今後のアドバイスをいただきたい。

○今回の会議の位置づけ、目的と進め方について

事務局：今日は、「はじめの一步案」の検討ということで、これまでの検討から一步踏み出すための検討を行いたい。

2. 前回の振り返り

今井：今回のテーマとする「はじめの一步案」というのは、4月以降、ここにいない市民の方々と意見交換等する時、「今こう考えているが、どうだろう？」と問いかけるための材料として考えていただければと思う。「はじめの一步案」にご意見をいただいたら、それをもとにさらに練り上げていくことになるのだと思う。

- ・今日は、「はじめの一步案」を3月頃までにまとめるための方向性をつかみたい。
- ・（資料1の2ページ下「これまでの成果の全体像と今日の話し合いの関係」について）
- ・（資料2『『オールやいづ』のまちづくり（自治）のルールに盛り込みたいこと』について）

3. 松下先生から今後に向けてのアドバイス

松下：昨年11月のワールドカフェ以来になる。今日は、皆さんがこれまでやってこられたことについて気づいたことや、「こうやっていったら」と思うことについてお話ししたい。

- ・今日は皆さんとお昼を食べられなかったが、市役所の人々の格好が変わった。11月はネクタイまで締めていて、市民と一緒にやろうと言っているのにと感じていたが、今日は歌まで歌っている。こういうことも大事だ。まちによっては公民館で飲食が許されないの、こういうことができない。どうしてなのか、分からない。
- ・自治基本条例とは何なのか、という基本的なことでは2つの考えかがある。一つは、役所をチェックすればみんなが幸せになるという考え方。それとも一つ、市民自身ももっと伸び伸びと力を出していった方がいいのではないかと、という考え方がある。
- ・焼津の行き方について、これまでの資料を見て考えると、当然のことだが、役所も議会も頑張っしてほしいということと、市民自身も力を出していこうという2つの方向をどちらに行くかが最初の分岐点。市民自身も力を出すと、いくら言っても理解できない人もいる。自分は一人でも生きていけると思っている人だ。本当にそれでいいのだろうか。
- ・資料2、3を見ると、役所も議会も力を出す、市民も助け合いや連帯でやっていこうということが出ていると思う。そこが出発点。いろいろな考えの人がいるので、がまんして決めて欲しい。
- ・今日は、理論的な方から整理したいと思う。自治基本条例に対しては色々な意見がある。その意見の中には、基礎があまりにも分かっていないというものもある。
- ・日本の法体系では、法律の定める範囲内で条例ができる。これは当たり前のこと。自治に関する法律は、地方自治法がある。地方自治法はどういう法律か説明したい。
- ・7、8年前、自治基本条例について話をしていたら、「自治基本条例など知らない。日本に

- は地方自治法がある」という意見を言う人がいた。ほんとうだろうか。
- ・地方自治法は昭和22年にできた。全部で400条くらいの条文があり、細かなことがたくさん書いてある。その中に、「住民」「市民」というのはどれだけ書いてあるか。せいぜい4条か5条である。
 - ・例えば、地方自治法10条1項には「住民とは何か」が書いてあり、「住民」とは、そこに生活の本拠を持っている人だと言っている。実は「生活の本拠」だけでも難しい議論はあるのだが。ともかく、生活の本拠がある人が「住民」。
 - ・「住民」が主語になった規定は、第10条2項。「住民は等しく役務の提供を受ける」つまり、サービスを受ける権利を持っているということ。反面、住民は負担を分任する義務があるということも書いてある。これが地方自治法にある住民の権利と義務。
 - ・この「住民」とは何かという、普通の人（自然人）があって、自然人には日本人と外国人が含まれる。そこに住んでいる人ならば、日本人も外国人も「住民」。これは法律上の基本的なルール。そこに主な事務所のある法人も「住民」。これが出発点。外国人は住民じゃないといった議論もあるが、法律上は外国人も含めて住んでいれば住民。これは動かしようのないこと。
 - ・さらに11条には、選挙権のことが書かれている。選挙権を持っているのは、日本国籍をもっている20歳以上の人。12条と13条は、直接請求についての規定。市長をやめさせるとか。242条は、監査請求、役所のしていることがおかしければ住民は裁判を起こすことができるということになっている。直接請求は日本人のみの権利。監査と行政についての裁判は住民。外国人も企業もおかしいと思ったら裁判を起こすことができる。
 - ・簡単に言えば、「住民」に関することは、自治法の約400条のうち、これしかない。つまり、昭和22年の地方自治法では、住民のことなど相手にしていないということで、たくさん書く相手ではないということ。
 - ・なぜこれしかないかという、昭和22年の自治法では「国が全部考えるから、庶民は何も考えなくもいいよ」という位置づけ。今もそれでいいのか？自治法での「住民像」とは、どういう住民像かという、ただサービスを受け、黙々と義務を果たし、それ以外は文句を言うという住民像。今日の議論は、そういう住民像でいいのか？ということでもある。
 - ・自治法に書かれている住民像もあるが、それだけで焼津のまちが元気になり、みんなが住みたいと思うまちになるのか。
 - ・皆さんの資料を見ると、住民が自ら情報を得て、色々知恵を出し合うという住民像があるが、そういうことは自治法には書いていない。書いてない部分を補い、これから焼津が元気になっていくための「住民」を決めていくのが自治基本条例である。
 - ・法律に書いていないから全部だめということではない。空白ということ。空白の部分を皆さんが議論してどう埋めていくか。どういう住民像がこれからのまちを元気にするか、子供達の世代が持続して住めるまちになっていくか。その時の住民像を決めていくのが自治基本条例。
 - ・地方自治法だけで足りるのかといえば、私は足りないと思う。役所がおかしいという住民も大事だが、自分たちのことは自分たちで助け合っていくという住民像もないとまちが持続できないのではないかと思う。
 - ・次の問題は、「市民」と「住民」はどう違うかという問題。「市民」という概念は法律にはない。法律に出てくるのは「住民」という概念。
 - ・つまり、焼津に本拠がある人＝住民だけでまちづくりを進めて、うまくいくのですかということ。まちによっては、他から人が入ってくるののないまちならば、他の人を抜きに

- 住民だけでまちをつくるという選択もある。焼津はどうなのか。焼津に住んでいないが、焼津に勤めている人や学校に通っている人やNPO活動をしている人も含めて、まちづくりを一緒にやっていくかという選択。それが「市民」と「住民」の分かれ道。
- ・住民だけではまちづくりができないと考えると、地方自治法には「住民」しか書いていないので、自治基本条例で「市民」という概念をつかって、「住民」以外の人もまちづくりに参加してもらおうという選択をするかどうかという問題。
 - ・皆さんの資料からは、焼津市の住民にももちろんがんばってもらうが、それ以外の人達も焼津のために大いに力を出してほしいという雰囲気が見て取れる。
 - ・ここをしっかりとっておかないと、議論がごちゃごちゃになってしまう。
 - ・地方自治法の住民には、日本人も外国人も含まれるが、選挙権と直接請求権だけは日本人に限っている。それ以外については、住民としてのさまざまな権利があるというのが事実として捉えられる必要がある。また、住民だけでは足りるか足りないかというのが「市民」についての議論。まずは、これらの点を整理しておきたかった。
 - ・次は、これまでの成果をふまえて検討した方がいいこと、全体のアドバイスということなので、それらについてお話をしたい。
 - ・資料2は「はじめの一步案」のもとになるものだが、パッと見て思ったのは、まちづくりのルールに盛り込みたいこととして中味は出ているが、理念になるものがここには入っていない。理念というのは、第3回市民会議で皆さんがまとめたものに「大切にしたいもの」というのがある。これらが理念。どういうまちをつくっていくかということ。これを明確に打ち出した方が分かりやすい。
 - ・「1. “オールやいづのまちづくり” というのは、市民・議会・行政それぞれが力を発揮していくことによって、まちづくりをしていくということだと思われ、共感を持つ。
 - ・「2. 市民のあり方」の外国人については、先程のように選挙権、直接請求権はないがそれ以外は「住民」として権利を持っている。「事業者」は、焼津のようなまちでの役割は大きいと思う。まちを元気にしていくための重要なポイント。焼津の特長としては、事業者の役割はとても大事なところなのではないか。
 - ・「5. まちづくりの考え方・進め方と仕組み」では、『情報の仕組み』は大事。
 - ・『地域』『コミュニティ』では、NPO や自治会・町内会については、法律には何も書いていない。唯一、自治会について地方自治法に書いていることは、「自治会が法人格を取れる」という内容しか書いていない。地域の自治会や町内会をどのようにしていくかについては、何も書いていない。ここも空白である。どう埋めるか。これからまちづくりを進めていく時は、地域のつながり、地域の組織を伸ばしていくとか変えていくという視点があれば、条例には大きく書き込まれる内容なのではないか。
 - ・また、NPO法というの、NPOは法人格を取れる、という法律。NPOをどうするということは何も言っていない。今はどのまちでもNPOを伸ばしていこうと考えていて、様々な施策を打ち出している。何となくやっているが、これを明確に、NPOもまちのためにがんばってほしいと位置づけるとなると、それに関する記述はもっと充実した方がいいと思う。
 - ・また、『集う場』といったことでは、今日のこの集まりもとても大事だと思う。どう書き込んでいくかは工夫のしようだが、とても共感をもった。
 - ・『子ども』もそう。子どもがいなければ、高齢者は支えられない。大いに記述してはどうか。
 - ・「6. 条例を活かすための仕組み」では、この条例は、条文を作っておしまいではない。まちづくりには時間がかかるし、まちづくりの方向はみんなで作っていくということなので、この辺を大きく扱うのはとてもいいのではないか。

- ・私は、あまり「こうしたら」というのは僭越だと思うので、私の感想と受け取っていただきたい。皆さんで議論を深めていただきたい。

4. グループで話し合い：「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」の検討

- 今井：今日の話し合いでは、前回のまとめである資料2と、先程お話のあった「理念」が書かれている資料3をさらに磨き上げて、他の市民の皆さんと議論するための資料をつくることと、皆さんが現在の到達点を確認するために、「はじめの一步案」をどうつくっていくか。各グループで足すこと、引くこと、直すことを考えていただきたい。
- ・最後に各グループから発表し、松下先生とポイントをおさえて、「はじめの一步案」をまとめる方向性を確認したい。

（各グループで話し合い）

5. 全体でみんなが話したことを共有し、今後へつなげていきましょう

（別紙「第5回焼津市自治基本条例を考える市民会議～各班の成果・まとめ～」を参照）

【1班】

- ・図は松下先生が書いてくださったものを土台にした。
- ・「市民」とは何かを考えた。まず、法律で決められている「住民」（自然人と法人）があって、その周りの在学・在勤という焼津市に来ている人を含めて「市民」としてはどうかという結論になった。
- ・「住民」と「市民」のつながりを検討していかなければいけないが、資料2の「5. まちづくりの考え方・進め方と仕組み」の『地域コミュニティ』や『集う場』などを考えていけないといけないのではないかと。そして、まわりから来ている人の意見を聴く仕組みづくりも考えていく必要があるのではないかと。
- ・「1. オールやいづのまちづくり」というところで、市民・行政・議会がバランス良く連携を保ちながらやっていくために、長い目で焼津市が活性化していくためには、子ども達がどう焼津を担っていくかということについて理念を出していきたい。

【2班】

- ・前回、前々回と用事で欠席だったので資料を見ていたが、その時に感じたことは、これは焼津らしいだろうかということだった。市の名前を変えるだけでどこでも使えるのではないかと、どうしたら焼津らしくなるか、ということから議論を始めた。
- ・最初は、地場産業を活性化して焼津ブランドを高めるという議論が盛り上がった。実際問題、自治を考えると、まちの活気がないとどうにもならない。税金があつてこそその自治。雇用を確保した上でまちづくりが有効に働く面もあると思ひ、問題提起した。焼津というまちは、焼津港という日本で一、二を争うような港という特色をもっている。この特色を活かしていかなければ、地震の後、新しい企業がくる可能性が低くなってしまったこともあるので、今ある産業を盛り上げていこうと。企業は市民に自分たちの産業を理解してもらおう努力をし、市民も産業をバックアップする姿勢をもち、お互いに焼津の産業を盛り上げていく。これはぜひ取り上げていただきたい。
- ・2つめは、「広域的行政を進めて効率化と交流人口を増やす」ということで、これから人口減少、少子高齢化もあり、行政が小さな単位では成り立たないので、この項目をあげた。
- ・3つめの平和は、福竜丸のこともあり、第三の被爆のまちということで、これも焼津の特

色として、平和を世界に訴えていくまちであってほしいと思う。

【3班】

- ・最初、焼津市は自治基本条例をつくってどういう方向を目指すのか、という話をした。
- ・まず第一に、幸福度・満足度が高いまちを挙げた。
- ・主にコミュニティの話になって、自治会が楽しい場所でないという話が出た。また、まちづくりの情報に簡単にアクセスできるように、という話も出た。
- ・他には、育児、Love やいづ、など、既存のイベントを見直し、お祭りなどを話し合いの場にしたり。
- ・国際的なまち。外国人のことも無視できない。
- ・対象は、住民だけでなく、焼津に通っている人、通勤している人、外国人も「市民」、条例の主体として定めていく必要があるというのが結論。

【4班】

- ・4班では、今まで議論していたことを「ここはもう少し掘り下げるべきだったね」などと話し合っていた。
- ・「言葉の定義」を明確にしないと、誰がどうするかがはっきりしない。「市民」「行政」「まちづくり」「自治」など。
- ・「適切なコミュニティの範囲」。合併の時の保育園のこととか、大きくなったことで不便にあったことがあったので。小学校区の単位、自治会の単位、色々あるが、範囲を考えたい。
- ・「焼津らしさ」とは。昔の焼津らしさについて話をしたりしたが、今、これからの焼津を大事にしながら、焼津の独自性などを掘り下げたいという話をした。

【5班】

- ・まず、「焼津らしさ」とは、ということについて話をした。どうしたら関心を持ってもらえるかという話をした。関心のない人は全く関心がない。
- ・情報について、紙媒体だけでなく、若い人はインターネットなどの情報ツールを使う人も多いのではないか。発信の多様化が大切。発信する側も難しい言葉を使うのではなく、問かけられた側にも言いやすい仕組みが必要だろう。言ったことをくみやすい仕組みも大事。

○全体で話し合い

- 松下：「住民」と「市民」の概念。焼津の場合、どっちでいくかは皆さんがどうしたらこのまちに元気になり、次の世代まで暮らし続けられるかを考えることが大事。ただ、推測すると、排除とかネガティブな発想ではもう発展はないのではないか。在学・在勤の人と一緒にまちをつくっていこうとなると、恐らく変なことを言う人もいると思う。一方、いい人もいる。いいことを言うことだけ相手にしようくらいの考えでもいいと思う。変な人もいるから、いい人もダメにするような考え方では、どんどん縮まっていってしまう。
- ・これからまちへ出て、「焼津のまちはだれがつくっていくか」という話を、難しくてもやってみてはどうか。在学、在勤の人と、住んでいる人では、重みが違う。
 - ・概念をしっかり整理した上で、どうするという議論が必要。みなさんの判断。

今井：理念に関わって、平和とか、何を指すといったことで「幸福度」といった話がでた。

松下：焼津らしさについて、どこでも当てはまるかも、という指摘は大事。産業の活性化が出た

ことは、このまちの売り。みんなで気づいて伸ばすことが大事。とてもいい意見。

- ・同じ住民の中でも、自然人と企業の間で溝ができる。この間でもっと話し合ったり知恵を出し合う仕組みがなければ。今までは、別の世界にあったり、バラバラだった。

今井：自治基本条例で産業振興のようなことに触れている例はないと思うが。

松下：産業とか商売はいいイメージもあるのではないかな。もっと理念のことをやっているんだ。というような。しかし、暮らしているのだから、働く場所があつてこそ、このまちに残るわけで、お互い他者のことを大事にするという姿勢からは不遜な考えは出て来ないと思う。現実的でいいと思う。

今井：仕組みの話では、3班からまちづくりの情報に自由に簡単にアクセスできるという話や、5班からは、分かりやすい問い合わせと使いやすい仕組みという意見があつた。情報とか参加に関わる話だと思うが、様々な主体間の情報のやり取りや対話のあり方にも関わってくると思う。今回の条例の中で色々試しながら参加のやり方を開発したりというのもいいかもしれない。

松下：情報発信というと、行政の情報とすぐ考えがちである。それも大事だが、さまざまな市民がもつ情報の発信とか、市民間の情報交換という発想はない。それぞれの情報を使い合うという発想は必要。情報についてうまくいく仕組みを考えたいところ。今までは役所だけでやっていたが、もっと市民が力を出せる情報発信の仕組みということ。

- ・今回の市民会議の話し合いもそうだが、なぜこういうやり方をするかということ、すでにここからまちづくりが始まっているから。皆さんが自分たちのこととして問い合わせ、考えるということ。なかなかまちのことを考えることなどないが、自分たちの思いを交換できる場が大事だ。
- ・こうしたやり方について、役所の中でも相当議論があつたと思う。うまくいくのかとか、要望ばかりになるのではないかなとか。でもやってみると、全然要望は出ない。みんなで一緒に前向きに考えている。

今井：広域行政というのが大切な考えとして抜けていたのでは、という話も出た。

- ・Love 焼津、国際性などの話が出ていたが、これは足し算の発想で、今までの成果に加えることとしたい。
- ・コミュニティについては、適切な範囲について意見がでていた。
- ・松下先生もおっしゃるように、条例づくりはまちづくりや自治の実践そのものと考えて欲しい。
- ・これから条例をつくっていくにあたり、どういう人達に意見を聴かないといけないかを考えなければいけないし、やり方としても、集まってもらうだけでなく、人の集まりに出ていくという発想も大事だろう。
- ・「コミュニティ」という話が出ていたが、地域のコミュニティでどうまちが活性化していくかといった時、誰を相手にどういう話をするかということが大事なだろう。

委員：小学校区のコミュニティの話があつたが、焼津市は9箇の中学校区で動いている。公民館も中学校区単位。

- ・埋もれているコミュニティから吸い上げ、つなげていくことでいい意見や新しい発想がでてきたりするのではないかな。

松下：なぜコミュニティを論ずるかという、少なくとも、今までオールやいづでやっていたことをコミュニティ単位に権限や予算が渡されていくようになるのが大きな流れと思う。同じ焼津の中でも多様になる。受ける側の市民の問題もある。

- ・自分たちで考えて、決める時に妥協しなければならなくなる。
- ・「広域行政」も良い意見と思う。閉じてはいけない。開いて、いいものは取り入れ、悪いものは相手にしないということだと思ふ。そしてお互いに協力していく。我々の強みは「協力できる」ということ。助け合うことができる国民性。前向きで明るいまちづくりをこの条例で打ち出していったら、いいまちになるのではないか。
- ・まとめ的には、こういう話を他の人達に知ってもらうことが大事。
- ・自分の知り合いに「今、こんなことをしている」と話すことから始めてもいい。
- ・皆さんは、一糸乱れずでなく、自分の言葉で自分の意見を話していただくとよいと思う。
- ・共通の立場に立ちつつ、大事だと思うところを、市民会議の仲間や知り合いに話をしたら、共感されると思う。そういうのが広がったものがネットワーク。
- ・道は遠いけれども、一歩ずつ行こう、ということだと思ふ。

6. 次回に向けて

今井：次回は、「はじめの一步案」について確認することと、まちへ出る活動などのためにリーダー役を決めたりといった今後に向けての体制づくりについて話し合ってくださいとよいと思ふ。

- ・対話集会の相手方を想定し、実現可能な参加の方法について知恵を出し合ったりしていきたい。

7. おわりに

事務局：次回は、3月16日の夜7時から。内容は、「はじめの一步案」と体制づくりについて。来年度のスケジュールについても考えたい。

委員：言葉の定義について、我々の認識が違ふと話がずれてしまいかねない。重要な用語の定義をいただくと全員の意思統一がしやすいと思ふ。

松下：客観的に言えるものはいいが、「まちづくり」というのは認識に幅があつたりする。しかし、それでいいと思ふ。様々な人達がそれぞれ自分の思っていることを言ってもらえばよいと思ふ。今から統一見解とか、あまり気にしないでいい。お仕着せにならないように。また、行政にとって初めての実験でもある。今まではシナリオを書いて、シャンシャンで終わっていた。今回の取り組みがうまくいけば、広がりが出てくると思ふ。

委員：大震災があつたところで、基本条例をもっていたところはどうか。

松下：この条例が大地震があつた時にこそ機能するような条例づくりであつてほしい。情報を出し合う、困つたら助け合う、といったこともある。しかし、多くのまちでは、市長のマニフェストに載っているからとちょこちょここの条例をつくってしまつていたりもする。それではもったいない。こういうチャンスはそうない。条例ができてがらつと変わったところがあるかとよく聞かれるが、そんなことはあり得ない。条例一つで簡単に変わるようでは逆におかしい。私たちは暮らしているのだから、知らず知らず変わっていくようなものではないか。

事務局：マニフェストに載っているからだが、簡単につくっては意味がないという議論をして、今回のような進め方になっている。

委員：ぜひ、回覧板に「宝くじの…」という文言を入れてほしい。

事務局：承知した。

・（閉会）

